

さいたま市障害福祉サービス従事者養成研修受講料助成金交付要綱

(目的)

- 第1条 この要綱は、さいたま市障害福祉サービス従事者養成研修受講料助成事業（以下「本事業」という。）の実施及び本事業に係る助成金の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。
- 2 本事業は福祉人材確保策として、当該年度の予算範囲内において障害福祉サービス従事者養成研修の受講料を助成することにより、さいたま市内の障害福祉サービス事業所における従事者数の増加を図り、もって障害福祉の向上を図ることを目的とする。
- 3 本助成金はさいたま市補助金等交付規則（平成13年5月1日規則第59号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(助成の対象となる受講料等)

- 第2条 助成の対象は、次に掲げる研修の受講料として第3条に規定する助成対象者が直接研修実施事業者を支払った額とする。
- (1) 同行援護従事者養成研修一般課程（「指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの（平成18年9月29日厚生労働省告示第538号）」第1条第6号に規定する同行援護従事者養成研修のうち、別表第六に定める内容以上のものをいう。）
- (2) 相談支援従事者初任者研修（「相談支援従事者研修事業実施要綱（平成18年4月21日障発第0421001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知別紙）」3（1）に規定する相談支援従事者初任者研修をいう。）
- (3) 主任相談支援専門員研修（「相談支援従事者主任研修事業実施要綱（平成31年3月28日障発第0328第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）」に規定する相談支援従事者主任研修をいう。）
- 2 前項の受講料は必須のテキスト代及び実習費、消費税を含むものとする。

(助成対象者)

- 第3条 受講料の助成を受けられる者（以下「助成対象者」という。）は、次の各号に掲げる要件全てに該当する者とする。
- (1) 「研修修了日」又は「研修受講以降に就業開始した日」のいずれか遅い日を起算日とし、同一もしくは複数の事業所において、就業時期に概ね切れ目なく通算3か月以上、相談支援従事者又は同行援護従事者として就業した実績があり、修了した研修で対応可能なサービスの提供実績が1回以上ある者。ただし、いずれの場合も人材派遣形態を除くものとする。
- なお、就業事業所については下記のいずれかに該当するものとする。

ア さいたま市内に所在する障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）に基づく指定同行援護事業所

イ さいたま市内に所在する障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）に基づく指定相談支援事業所

ウ さいたま市内に所在する児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 24 条の 28 第 1 項に規定する障害児相談支援事業所

- (2) 前号の就業を申請時において継続している者。
- (3) 他制度から本研修に関わる助成を受けていない者。
- (4) 暴力団員でないこと。（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律 第 2 条第 6 号）に規定する暴力団員をいう。）

（助成金額）

第 4 条 助成対象者に対して、第 2 条に定める受講料（必須のテキスト代及び実習費、消費税を含み 1,000 円未満を切捨てる。）を助成する。ただし、相談支援従事者初任者研修の上限は 23,000 円、主任相談支援専門員研修の上限は 27,000 円、同行援護従事者養成研修の上限は 28,000 円とする。

- 2 同一年度に複数の研修を受講した場合、助成金額は前項に定める金額のうち、金額が高いもののみとする。
- 3 前項のうち、本要綱に規定する助成申請の要件を満たさないものが含まれている場合、それにかかる費用を除いた金額を助成する。

（助成の申請）

第 5 条 助成対象者が助成金の交付を受けようとする場合は、さいたま市障害福祉サービス従事者養成研修受講料助成事業受講料助成金交付申請書（第 1 号様式）に、次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 助成対象者が受講料を支払ったことを証明する書類
- (2) 就業先の登録事業所が作成したさいたま市障害福祉サービス従事者養成研修受講料助成事業就業証明書（第 2 号様式）
- (3) 研修実施事業者が発行した研修受講修了証の写し

（助成申請の期間）

第 6 条 助成対象者が助成金の交付を受けるための申請が可能な期間は、研修修了後 1 年以内とする。

- 2 研修修了は、研修受講修了証の日付により確認する。
- 3 災害等により第 3 条第 1 号の要件を満たすことが困難であったと市長が認めた場合については、申請が可能な期間を延長することができる。

4 延長する期間は、当初申請期間の内、災害等により影響を受けたと認められる月に含まれる日数分とする。

(助成の決定)

第7条 市長は、第5条に規定する申請があったときは審査を行い、助成を行うと決定したときは助成金額を決定し、さいたま市障害福祉サービス従事者養成研修受講料助成事業受講料助成金交付決定通知書(第3号様式)により申請者に通知し、助成を行わないと決定したときはさいたま市障害福祉サービス従事者養成研修受講料助成事業受講料助成金申請却下通知書(第4号様式)により申請者に通知する。

(助成金の交付)

第8条 市長は、前条に規定する申請があったときは、審査の上、助成金を交付するものとする。

(警察への照会)

第9条 市長は、申請者又は第8条の交付を受けた者が、第3条第5号に該当するか否かについて埼玉県警察本部長に対し確認を行うことができる。

(決定の取消等)

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、助成金交付の決定を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により決定を受けたとき。
 - (2) 前各号に掲げるもののほか、市長が相当の理由があると認めたとき。
- 2 市長は前項の規定により取り消しをしたときは、速やかに助成対象者にさいたま市障害福祉サービス従事者養成研修受講料助成事業受講料助成金交付決定取消通知書(第5号様式)により通知するとともに、既に交付した助成金の全部を返還させることができるものとする。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。